

みと市営住宅だより

No.
4
2016.6

発行：水戸市営住宅指定管理者 一般財団法人茨城県住宅管理センター TEL:029-297-8360

平成28年度収入申告書について

同封の収入申告書は、減免の継続および平成29年度の家賃を決める大切な書類です。

提出期限までに必要書類を揃え、ご提出ください。

●下記に該当する世帯は、家賃が減免される可能性があります⇒減免を希望される方は申請が必要です！

家賃の減免基準 ⇒平成28年度の課税証明書で市民税・県民税の所得割額が世帯全員0円であること。

減免申請書は管理センターで取得してください。詳しくは、別添の【平成28年度の収入申告についての4ページ】をご参照ください。 ※現在、減免を受けている世帯は同封の申請書および添付書類を提出してください。

平成28年4月からコンビニ及びゆうちょ銀行での収納サービスが始まりました。

平成28年4月より、コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行（郵便局）での市営住宅の住宅使用料等の納付ができるようになりました。

水戸市営・特定市営住宅家賃等納入通知書
平成 年度 月分

お問合せ番号	
注意 ●お問合せの際は、お問合せ番号をお手元に。	
納期	平成 年 月 日
家賃	円
汚水処理場使用料	円
駐車場使用料	円
小計	円
督促手数料	円
合計額	円

平成 年 月 日発行
右記金額を指定する納期限までに納付してください。

水戸市長



水戸市住宅政策課
〒310-0610 水戸市中央1丁目4番1号
(水戸)224-1111(代表)

お願い 納入通知書は直接電子計算機で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

◎納付場所及びお問合せ窓口は、裏面に記載しております。

収納コード番号: 00130-2-963188 加入者名: 水戸市営住宅管理センター
水戸市営・特定市営住宅家賃等納入通知書

区分	収納コード	科目	税率	市況	期別	月
家賃		汚水処理場使用料				
小計						
納期限						

CVS収納用
(注)金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。
取りよめは、〒310-0610 水戸市住宅政策課（水戸）224-1111
指定金融機関 専横銀行 水戸市営住宅店 (水戸市・CVS本部控え)

領収日付印

水戸市営・特定市営住宅家賃等納入通知書
平成 年度 月分
加入者氏名

区分	収納コード	科目	税率	市況	期別	月
家賃		汚水処理場使用料				
小計						
納期限						

CVS収納用
(注)金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。
取りよめは、〒310-0610 水戸市住宅政策課（水戸）224-1111
指定金融機関 専横銀行 水戸市営住宅店 (水戸市・CVS本部控え)

領収日付印



※納入期限を過ぎてしまった場合は、納入通知書裏面記載の金融機関で納めてください。
(その場合、督促手数料100円がかかります。)

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36大町ビル2階

入居中のご相談連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30~17:15 その他夜間休日についての緊急トラブル(水漏れ・断水・停電等)緊急を要する事故等(火災・安否確認等)は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

ゴミ出しルールを守りましょう



ゴミは分別して所定の場所に、決められた日に出してください。



粗大ゴミは、回収できませんので、リサイクルショップ等へご相談してください。

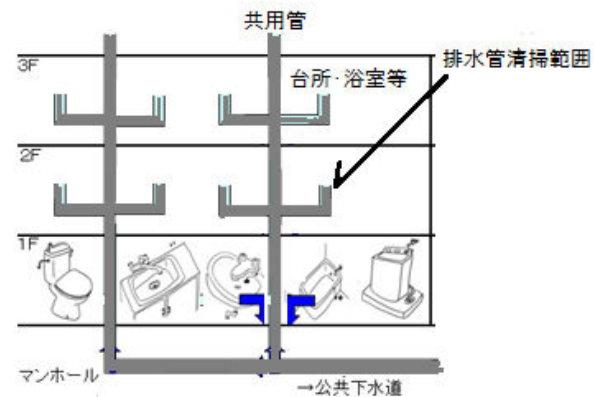
排水管清掃について

排水管の清掃は、入居者のみなさまにお願いしています。

排水には、油類が多く含まれており、管の内面に付着し詰まってしまうことがありますので占有部分は、各入居者が清掃してください。

また、共用管の清掃は、棟又は団地全体で取り組む必要があります。定期的に、皆さまで清掃して、快適な住まいにしてください。

※排水管清掃を業者に依頼する場合で、依頼先が見つからないときは、管理センターへご相談ください。



廊下や階段に物を置かないで

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。



手続きを忘れていませんか？

■ 下記に該当する方は手続きが必要です。

事 項	提出するもの	いつまでに？
子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
子供が独立等で転居した時		
名義人以外が亡くなった時		
離婚をして名義人以外が転居した時		
親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
離婚をして名義人が転居した時	承継入居申請書と関係書類	15日以内
名義人が亡くなった時		
連帯保証人を変更する時	保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。